

# ○警察官昇任試験実施要領の改正について

平成3年11月20日

岩警発第1285号警察本部長

〔沿革〕 平成6年11月岩警発第954号、8年5月第2127号、11年4月第419号、14年4月岩警第497号、16年8月第1232号、18年12月第1724号、20年10月第1139号、21年8月第839号、23年5月第491号、27年7月第876号、28年12月第1240号、29年3月第313号、31年2月第117号改正

各部長  
各所属長

みだしの要領を別添のとおり全部改正し、平成3年11月20日から実施することとしたので、通知する。  
改正の要点は、次のとおりである。

なお、警察官昇任試験実施要領（平成2年3月23日付け岩警発第313号）は、平成3年11月19日をもって廃止する。

## 記

### 改正の要点

この度、岩手県警察職員の任用に関する訓令（昭和44年岩手県警察本部訓令第20号）の一部を改正し、警察官の階級の昇任方法として昇任選抜考査及び昇任選考考査の制度を採り入れ、また、これに伴い現行の昇任試験制度から特別Ⅰ試験及び特別Ⅱ試験を削除することとした。このため、警察官昇任試験実施要領においても、各階級における特別試験制度をなくし現行の通常試験のみを存続させることとし、規定の整理をしたものである。

なお、現行の通常試験における配点基準、評価基準等には何ら変更がないものである。

### 別添

#### 警察官昇任試験実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、岩手県警察職員の任用に関する訓令（昭和44年岩手県警察本部訓令第20号）第24条に基づき、警察官の昇任試験の実施について必要な事項を定めるものとする。

（試験科目、試験時間等）

第2 各昇任試験の試験科目、試験官、試験時間及び配点については、別表第1から別表第3のとおりとする。ただし、岩手県警察職員昇任管理委員会（以下「本部委員会」という。）委員長は、試験官に事故があるとき若しくは試験官が欠けたとき又は試験官に試験を実施させることにより試験の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、他の者を試験官に指定することができる。

（第一次試験）

第3 第一次試験は、多肢選択式筆記試験とし、第二次試験資格の判定に用いるものとする。

2 第一次試験の合格者は、前項の試験による得点に人事評価等評価基準（別表第4）に基づき算出した点数を加え、高点順に決定するものとする。

3 第一次試験の合格基準は、その都度、本部委員会委員長が昇任予定数を考慮して決定する。

4 受験資格を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、第一次試験を免除する。ただし、この免除は、出向中の者を除き、当該要件を具備するに至った後初めて行われる昇任試験に限るものとする。

(1) 前回の昇任試験において、第二次試験に合格した者

(2) 第一次試験を実施する日において、過去1年以内に警察庁長官賞詞又は管区局長賞詞を受賞した者

(3) 地方警察官人事交流制度に基づき、他県に出向中の者及びその経験者

(4) 本部委員会委員長が特に認めた者

5 第一次試験を免除するときは、あらかじめ受験者にその旨通知するものとする。

（第二次試験）

第4 第二次試験の合格者は、筆記試験の科目別得点の合計に勤務実績等評価基準（別表第5）に基づき算出した点数を加え、高点順に決定するものとする。

2 本部委員会委員長は、第二次試験受験者が試験科目のいずれか1科目において、その得点が配点表に示す点数の40パーセント未満であるときは、当該受験者を不合格にすることができる。

(第三次試験)

第5 第三次試験の得点は、口述試験及び術科試験の得点の合計に、術科技能評価基準（別表第6）及び実務直結の能力評価基準（別表第7）に基づき算出したそれぞれの点数の合計を加えたものとする。

(総合成績)

第6 総合成績は、第二次試験及び第三次試験の得点の合計とし、その配点は、総合成績配点基準表（別表第8）のとおりとする。

**別表第1**（第2関係）

警部昇任試験配点表

第一次試験	試験科目		試験時間	配点
	基本法学、警務一般、生活安全警察、刑事警察、交通警察、警備警察、社会常識		2時間	100点
第二次試験	試験科目		試験時間	配点
	管理論文		50分	100点
	憲法・行政法		50分	100点
	刑法・刑事訴訟法		50分	100点
	警務一般		50分	100点
	生活安全警察（地域、通信を含む。）		50分	100点
	刑事警察（鑑識を含む。）		50分	100点
	交通警察		50分	100点
	警備警察		50分	100点
	計		400分	800点
第三次試験	試験科目		試験官	配点
	口述試験	警察各般	本部長	180点
		警務一般	警務部長	140点
		生活安全警察	生活安全部長	70点
		刑事警察	刑事部長	70点
		交通警察	交通部長	70点
		警備警察	警備部長	70点
	計			600点
	術科試験	点検・教練	警察学校長 （必要により補助官を指名する。）	60点
		警備指揮		
		逮捕術		
計			60点	

**別表第2**（第2関係）

警部補昇任試験配点表

第一次試験	試験科目		試験時間	配点
	基本法学、警務一般、生活安全警察、刑事警察、交通警察、警備警察、社会常識		2時間	100点
第二次試験	試験科目		試験時間	配点

	管理論文	50分	100点	
	憲法・行政法	50分	100点	
	刑法・刑事訴訟法	50分	100点	
	警務一般	50分	100点	
	生活安全警察（地域、通信を含む。）	50分	100点	
	刑事警察（鑑識を含む。）	50分	100点	
	交通警察	50分	100点	
	警備警察	50分	100点	
	計	400分	800点	
第三次試験	試験科目		試験官	配点
	口述試験	警務一般	警務部長	120点
		生活安全警察	生活安全部長	70点
		刑事警察	刑事部長	70点
		交通警察	交通部長	70点
		警備警察	警備部長	70点
	計			400点
	術科試験	点検・教練	警察学校長 （必要により補助官を指名する。）	60点
		警備指揮		
		逮捕術		
計			60点	

### 別表第3（第2関係）

#### 巡査部長昇任試験配点表

第一次試験	試験科目		試験時間	配点
	基本法学、警務一般、生活安全警察、刑事警察、交通警察、警備警察、社会常識		2時間	100点
第二次試験	試験科目		試験時間	配点
	憲法・行政法		50分	100点
	刑法・刑事訴訟法		50分	100点
	警務一般		50分	100点
	生活安全警察（地域、通信を含む。）		50分	100点
	刑事警察（鑑識を含む。）		50分	100点
	交通警察		50分	100点
	警備警察		50分	100点
	計		350分	700点
第三次試験	試験科目		試験官	配点
	口述試験	警務一般	警務部長又は警務課長	80点
		生活安全警察	生活安全部長又は生活安全企画課長	40点
		刑事警察	刑事部長又は刑事企画課長	40点
		交通警察	交通部長又は交通企画課長	40点

	警備警察	警備部長又は公安課長	40点
	計		240点
術科試験	点検・教練	警察学校長 (必要により補助官を指名する。)	60点
	警備指揮		
	逮捕術		
	計		60点

※ 口述試験の試験官は、上記の者から本部委員会委員長が指名する。

#### 別表第4 (第3関係)

##### 人事評価等評価基準

評価基準		最高点
下記1及び2により点数化し、その合計点とする。		12点
1 過去3年以内の人事評価の総合評価		
全体評語	点数	
A	4点	
B	2点	
2 現に駐在所に勤務し地域警察活動が特に良好な者		
該当事由	点数	
過去3年以内の駐在所における地域警察活動実績が特に良好であった年数	1年につき2点	

#### 別表第5 (第4関係)

##### 勤務実績評価基準

区分	最高点	評価基準		
人事評価	120点	過去3年以内の人事評価の総合評価を、次の基準で点数化し、その平均点とする。 (小数点以下は切捨てとする。)		
		全体評語	点数	
		A	120点	
		B	100点	
		C	70点	
表彰経歴	30点	現階級昇任後の表彰を次により加点する。		
		表彰の種類	評価基準	
		長官表彰	1回につき30点	
		管区局長表彰	1回につき20点	
		本部長表彰	賞詞	1回につき20点
			賞誉	1回につき10点
		県民の警察官表彰	20点	
(1) 評価対象は、警察表彰規則及び岩手県警察表彰に関する訓令に基づく表彰とする。				

	<p>ただし、永年勤続表彰は除く。</p> <p>(2) 評価対象期間は、第二次試験の実施の日から起算して過去3年以内に受賞したものとする。</p>	
--	--	--

**別表第6**（第5関係）

術科技能評価基準

試験の種類	術科種目	評価基準	最高点
警部昇任試験	柔・剣道	段位1段につき3点	60点
	逮捕術	上級7点、中級5点	
	拳銃	上級7点、中級5点	
	救急法	上級7点	
警部補昇任試験	柔・剣道	段位1段につき4点	70点
	逮捕術	上級8点、中級6点	
	拳銃	上級8点、中級6点	
	救急法	上級8点	
巡査部長昇任試験	柔・剣道	段位1段につき5点	90点
	逮捕術	上級9点、中級7点	
	拳銃	上級9点、中級7点	
	救急法	上級9点	

**別表第7**（第5関係）

実務直結の能力評価基準

試験の種類	評価能力	評価基準	最高点
警部昇任試験	鑑識技能	上級1科目につき3点、総合上級で15点加算	78点
	簿記能力	簿記3級で3点、2級で8点、1級で15点加算	
	語学力	英語については英検3級で4点、2級で8点、1級で15点加算 ロシア語、中国語、韓国語については部内検定の初級で4点、中級で8点、上級で15点加算	
	情報処理	部内検定の中級で3点、上級で15点加算	
	通信技能	上級で15点加算	
	サイバー捜査	中級で3点加算	
警部補昇任試験	鑑識技能	上級1科目につき4点、総合上級で15点加算	88点
	簿記能力	簿記3級で4点、2級で9点、1級で20点加算	
	語学力	英語については英検3級で4点、2級で9点、1級で20点加算	

		ロシア語、中国語、韓国語については部内検定の初級で5点、中級で9点、上級で20点加算	
	情報処理	部内検定の中級で3点、上級で15点加算	
	通信技能	上級で15点加算	
	サイバー捜査	中級で3点加算	
巡査部長昇任試験	鑑識技能	上級1科目につき4点、総合上級で15点加算	88点
	簿記能力	簿記3級で5点、2級で10点、1級で20点加算	
	語学力	英語については英検3級で5点、2級で10点、1級で20点加算 ロシア語、中国語、韓国語については部内検定の初級で6点、中級で10点、上級で20点加算	
	情報処理	部内検定の中級で3点、上級で15点加算	
	通信技能	上級で15点加算	
	サイバー捜査	中級で3点加算	

※ 簿記については、検定試験の種別を問わないこととする。

**別表第8**（第6関係）  
総合成績配点基準表

評価区分 ＼ 試験の種類	第二次試験			第三次試験				合計
	筆記試験	人事評価	表彰経歴	口述試験	術科試験	術科技能評価	実務直結の能力評価	
警部昇任試験	800	120	30	600	60	60	78	1748
警部補昇任試験	800	120	30	400	60	70	88	1568
巡査部長昇任試験	700	120	30	240	60	90	88	1328